

< 新型当座勘定規定 >

改定前	改定後
<p>1 【当座勘定への受入れ】</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p> <p>(2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>(4) 証券類の取立てのため交換所での交換を要する場合には、預金者は店頭表示の入金手数料を支払うものとします。</p> <p>(5) 前記(4)のほか、証券類の取立てのための交換所での交換等において特に費用を要する場合には、預金者は店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を支払うものとします。</p>	<p>1 【当座勘定への受入れ】</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>また、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p> <p>(2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>(4) 証券類の取立てのため交換所での交換を要する場合には、預金者は店頭表示の入金手数料を支払うものとします。</p> <p>(5) 前記(4)のほか、証券類の取立てのための交換所での交換等において特に費用を要する場合には、預金者は店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料を支払うものとします。</p>